

酒類・酒母・もろみ製造業・販売（代理・媒介）業相続申告書の記載要領

- 1 この申告書は、酒税法第19条第1項の規定により、酒類、酒母若しくはもろみの製造業又は酒類販売（代理・媒介）業を相続しようとする場合に使用してください。
 - 2 関係書類は、「酒類等の製造免許申請書類一覧表（CC1-5102-2）」又は「酒類販売業免許等申請書類一覧表（CC1-5104-2）」に定める必要書類を添付し、それぞれ、「酒類製造免許相続の申告書（J）チェック表（CC1-5102-2(10)）」又は「酒類販売業相続の申告書（i）チェック表（CC1-5104-2(8)）」により確認してください。
 - 3 酒類、酒母等の製造業又は酒類の販売（代理・媒介）業を相続しようとする者が2人以上ある場合には、連名で申告書を提出してください。
 - 4 「申告販売場の酒類販売管理者（の選任予定）」欄には、申告販売場の酒類販売管理者として選任している者又は選任を予定している方の氏名及び役職等を記載してください。
 - 5 「製造場又は販売場の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載してください。
 - ・「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書）を記載してください。
 - ・「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）により市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - ・「名称」欄には、例えば、「〇〇酒店」、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。
 - 6 「製造業・販売（代理・媒介）業を相続しない者の住所、氏名及び相続人との続柄等」欄には、相続申告者以外の法定相続人全員の氏名等を記載の上、酒類（酒母・もろみ）製造業・販売（代理・媒介）業を相続しない旨及び相続申告者が引き続き酒類（酒母・もろみ）製造業・販売（代理・媒介）業を営むことに異議がない旨を記載してください。
- ※ 記載しきれない場合には、「酒類（酒母・もろみ）製造業（販売（代理・媒介）業の相続放棄書」等にその旨を記載してください（任意の様式を使用していただいて結構です。）。